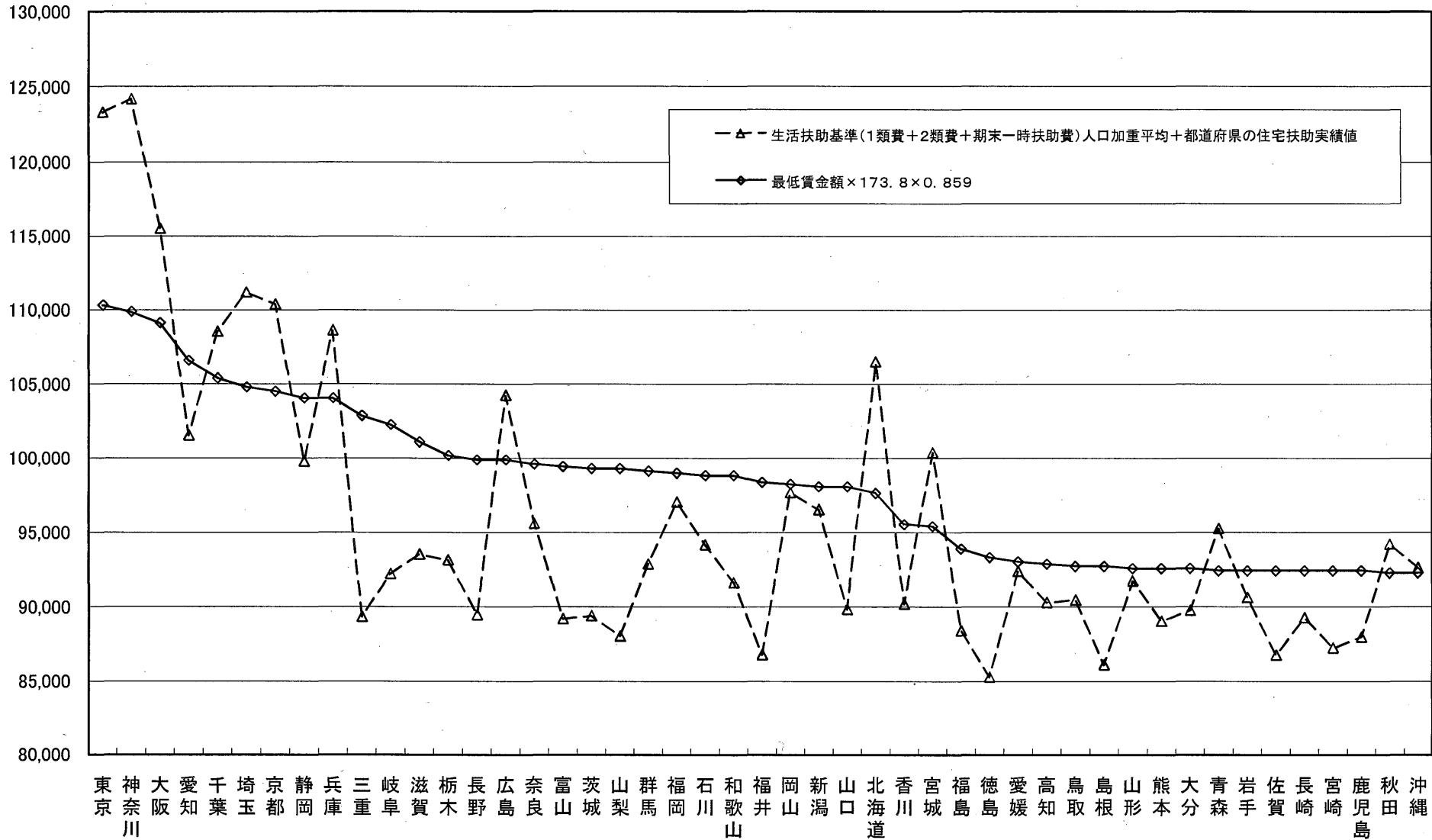


# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)データは平成19年度のもの。

注4)0.859は時間額618円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの生活保護水準との乖離額

都道府県	平成19年度データ に基づく乖離額	平成20年度地域別 最低賃金引上げ額	残された乖離額	平成18年度データで比較時の想定 平成20年度地域別最低賃金引上げ後 の残された乖離額
	(A)	(B)	(C) (= A - B)	
北海道	60	13	47	40
青森	20	11	9	0
宮城	34	14	20	6
秋田	14	11	3	0
埼玉	43	20	23	21
千葉	22	17	5	0
東京	87	27	60	53
神奈川	96	30	66	59
京都	40	17	23	16
大阪	43	17	26	17
兵庫	31	15	16	7
広島	30	14	16	8
沖縄	3	9	0	-

※ 最低賃金と生活保護の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。